

教 職 第 2503 号

平成 26 年 3 月 28 日

各道立学校長 様

北海道教育庁総務政策局長

北海道学校職員の休憩時間の付与の方法等について（通知）

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年北海道条例第 71 号）が平成 26 年 3 月 28 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることについては、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行及びこれに伴う関係規則等の改正について（平成 26 年 3 月 28 日付け教職第 2500 号北海道教育委員会教育長通知）により通知したところです。

については、職員に休憩時間を付与するに当たっては、次に留意し、休憩時間が有効に利用できるよう、適切な取扱いをお願いします。

記

1 休憩時間の趣旨・目的

休憩時間は、教職員が勤務から離れることを保証されている時間であり、勤務時間の途中に休憩を与えて職員の精神的・肉体的疲労を回復させ、教職員の健康保持と勤務能率の増進を図ることを目的とするものである。このため、校長は、休憩時間の付与に当たっては、教職員の勤務状況や学校運営に与える影響等を十分考慮し適切に行わなければならないものである。

2 休憩時間の確保について

(1) 休憩時間については、職員に一斉に付与することが基本であるが、校長は休憩時間の趣旨・目的を踏まえ、所属職員の休憩時間の確保のため、必要に応じて休憩時間の付与の方法等を工夫すること。

(2) 休憩時間の付与の方法等について

ア 休憩時間の「一括付与」と「分割付与」

休憩時間の付与の回数については、労働基準法に特段の定めはなく、定められた休憩時間を一括して与えても、数回に分けて与えても差し支えないものとされている。例えば、45 分の休憩時間を 30 分と 15 分に分割して午前と午後に与えることは可能であるが、過度に分割することは、休憩時間の趣旨に反するおそれがある。

あることから、留意が必要である。なお、この考え方は従来と変わらないものである。

#### イ 休憩時間の「一斉付与」と「個別付与」

労働基準法第34条第2項により、休憩時間は、所属職員に対し、原則、一斉に付与しなければならないとされているが、地方公務員法第58条第4項及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間等条例」という。）第7条第2項の規定により、一斉に与えないことができることとされ、その取扱いを定めた人事委員会規則(13-43)（以下「規則」という。）に基づく休憩時間を一斉に与えないこととする職員の範囲等は、道立学校職員の勤務時間、休暇等の取扱いについて（平成18年3月2日付け教育長決定）第9のとおりであること。

#### ■ 「道立学校職員の勤務時間、休暇等の取扱いについて」第9の内容

項 目	内 容
一斉に与えないことができる職員の勤務する学校	・ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
一斉に与えないこととする職員の範囲	・ 勤務時間等条例第2条に規定する学校職員
一斉に与えないこととする職員に対する休憩時間の与え方	・ 校長は当該職員の勤務状況や校務運営に与える影響等について適切に判断して休憩時間を付与すること。 ・ 労働基準法や勤務時間等条例等関係法令に留意すること。

#### 3 休憩時間の付与に当たっての留意事項

休憩時間は、その目的から勤務時間の始め又は終わりに与えることは、労働基準法第34条第1項に違反するものであること。また、休憩時間を勤務時間開始時刻や終了時刻の極めて直近に与えることも、その目的に反し不適切であること。

（総務政策局総務課人事グループ）

（総務政策局教職員課サービス制度グループ）

教 職 第 2503 号

平成 26 年 3 月 28 日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁総務政策局長

北海道学校職員の休憩時間の付与の方法等について（通知）

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年北海道条例第 71 号）が平成 26 年 3 月 28 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることについては、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行及びこれに伴う関係規則等の改正について（平成 26 年 3 月 28 日付け教職第 2500 号北海道教育委員会教育長通知）により通知したところです。

ついては、別添写しのとおり各道立学校長あて通知したので、趣旨をご理解いただくとともに次に留意の上、学校職員の休憩時間の確保に向け適切な対応をお願いします。

記

留意事項

市町村教育委員会は、市町村立学校職員給与負担法第 1 条及び第 2 条に規定する学校職員の休憩時間を一斉に与えないこととする場合には、あらかじめ、休憩時間を一斉に与えないこととする職員の範囲及び当該職員に対する休憩時間の与え方について定めなければならないこと。

【参考】

■「道立学校職員の勤務時間、休暇等の取扱いについて」第 9 の概要

項 目	内 容
一斉に与えないこととする職員の範囲	・勤務時間等条例第 2 条に規定する学校職員
一斉に与えないこととする職員に対する休憩時間の与え方	・校長は当該職員の勤務状況や校務運営に与える影響等について適切に判断して休憩時間を付与すること。 ・労働基準法や勤務時間等条例等関係法令に留意すること。

（総務政策局教職員課サービス制度グループ）